福祉ちば

No.141　2008.3.25発行

地域の福祉、みんなで参加
赤い羽根共同募金

INDEX

■特集１ ………… P2～3
千葉県社会福祉協議会「改革元年」のスタート
■特集２ ………… P4～5
「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」特集
■特集３ ………… P6～7
障害のある人の地域生活を支える取り組み
■特集４ ………… P8～9
判断能力が不十分な人の生活を支え､財産を守る仕組み
■県社協ニュース・情報フラッシュ …… P10～11
■こだわりの一品シリーズ ……… P12
わかたけ社会センター⑮（柏市）

誰もが、ありのままに、その人らしく暮らすことができる地域社会づくりが求められています

今日､年齢･性別・障害の有無にかかわらず誰もが住み慣れた地域で暮らすことができる地域社会づくりが求められています。千葉県では全国に先駆け､誰にもやさしいユニバーサルデザイン型の地域社会づくりを目指した「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」(以降「条例」)が成立し、昨年7月から施行されました。この条例が目指す社会づくりの主人公はまさに地域に暮らす住民一人ひとりであり、条例の成否も一人ひとりの普段の意識や取り組みに委ねられていると言えます。

今回の特集では､本条例成立の今日的意義について改めて識者の意見を伺うとともに､本条例の意図する地域社会づくりに向けての様々な取り組みや障害のある人の地域生活を守る仕組みについて紹介します。

※医療機関での〈障害〉の理解を呼びかける「市川手をつなぐ親の会」のポスターより

編集･発行　社会福祉法人千葉県社会福祉協議会
〒260-8508 千葉市中央区千葉港4番3号　TEL : 043-245-1101　FAX : 043-244-5201　http://www.chibakenshakyo.com

千葉県社会福祉協議会「改革元年」のスタート

～地域福祉の中核を担う県域組織として 経営改革を推し進め専門性の向上に努めます～

今日、年齢・性別・障害の有無にかかわらず、「誰もが尊厳を持って、その人らしく暮らせる新たな地域社会」を国民総意で作り上げることが求められています。社会福祉法は、「福祉サービス利用者の個人としての尊厳の確保」、「福祉サービスの質の向上」等と併せ、「地域福祉の推進」を社会福祉施策や福祉サービス提供上の基本理念として位置づけており、改正介護保険法や障害者自立支援法等の個別法令は、いずれも地域福祉を志向しています。

千葉県社会福祉協議会は創設以来、市町村社会福祉協議会や社会福祉施設、関係諸団体、関係行政機関との連携のもとに、千葉県の地域福祉の向上のため、様々な事業展開を行ってきましたが、今日の少子･高齢化を中心とする社会変動や、これに伴う急激な社会福祉制度改革が進行する中で、本会では、地域福祉推進の中核を担う団体として緊急に取り組まなければならない数多くの課題を抱えています。

本会は、平成16年3月に、これからの社会福祉協議会のあり方や理念、進むべき方向、取り組むべき重点課題を整理し、以後の地域福祉活動推進の行動指針である「21世紀菜の花コミュニティプラン」を策定して、様々な取り組みを行ってきました。また平成19年度には、当該プランについて、職員全員参加による中間評価・見直しを行いました。その方法は、担当レベルでの自己評価、作業部会による総合評価の二段階評価に加え、次期計画の方向性を示すことも加味して行いましたが、その結果は「ＰＤＣＡマネジメントサイクル」による進行管理やプランと年次計画との整合性、計画実行に向けての職員集団としての一体性の保持、個々の職員のモチベーションの維持への支援等、様々な面での齟齬があり、進捗状況は極めて不十分な状況でした。

その背景には、めまぐるしく変動する社会情勢や、社会福祉を取り巻く諸制度改革に対する組織としての対応の遅れが挙げられます。介護保険制度の改正による介護予防の重視、地域密着型サービスの創設、障害者自立支援法による障害者の地域生活への移行に向けた環境整備、さらには、医療制度における在宅医療の推進、保健・医療・福祉の連携など、制度・施策はいずれも「地方」、「地域」へとシフトしつつある一方、地域社会を取り巻く諸問題も、ますます複雑・多様化し、高齢者虐待や悪質商法の横行、子育て不安や児童虐待、孤独死、自殺の増加等、児童から高齢者までを巻き込みつつ、数多くの問題や被害、地域課題がいたるところで生じています。

加えて、行財政改革や地方分権の推進、また社会経済状況の低迷等に起因しての地方財政の逼迫化は、おのずから補助金、委託費等の削減につながっており、公的財源に多くを頼っていた本会としては、安定した事業展開をはかるための経営改革が早急に必要となっています。

以上の背景を踏まえ、平成20年度の節目の年にあたり、本会では、当年度を「県社協改革元年」と位置付け、地域福祉の中核を担う県域団体に相応しい団体に生まれ変わるべく、経営改革を推し進め、専門性の向上に努めつつ、様々な施策の実現に向け職員が一丸となって積極的な取り組みを行います。

具体的には、福祉課題の解決に向けた政策提言や重点施策を展開するための「政策調整班」の新設や、「政策調整委員会（仮称）」の設置を核に、県域の地域福祉ネットワーク組織としての基盤を整え、地域福祉の推進に向けた総合的な政策提言、福祉サービス利用者の権利擁護システムの構築に向けた取り組みの強化、福祉人材確保に向けた取り組みの強化、経営基盤の確

立に向けた財源構造の見直しなど、改革元年に相応しい事業を積極的かつ着実に推進することといたします。次期計画の方向性については下図のとおりです。

元来、社会福祉協議会は、住民主体・住民参加による地道な地域福祉を推進してきましたが、今後の地域福祉の展開においても「地域住民の参加（参画）」は不可欠であり、同時に、社会福祉法人、民生委員児童委員協議会、当事者組織、行政、自治会、ＮＰＯ、ボランティア、企業等、多様な主体との連携・協働も差し迫った課題です。そうした意味からも、千葉県地域福祉支援計画で提唱された、日常生活圏域での課題を地域住民が皆で出し合い整理し、解決に向けてのアクションをすすめる「地域福祉フォーラム」の推進は、住民による福祉活動への参加によるまちづくりの基盤づくりを進めるうえでも、諸団体間の連携・協働を進めるうえでも、ますます重要な要素です。

そのため本会では、福祉活動への地域住民の参加を押し進めるための小地域福祉活動のさらなる活性化支援、ボランティア・市民活動センター事業の強化、団塊の世代の地域デビューを支援するための取り組みの強化、次代を担う児童・生徒の社会福祉への理解を進めるための地域に根ざした福祉教育の推進等、参加型福祉社会の基盤となる事業を積極的に推進します。

千葉県社会福祉協議会は、改革元年にあたり、上記に掲げた事業・取り組みを通じて、新たな地域社会づくりに向けた事業展開を積極的に図っていくことをここに宣言します。

中間評価から導き出した次期計画の方向性のイメージ

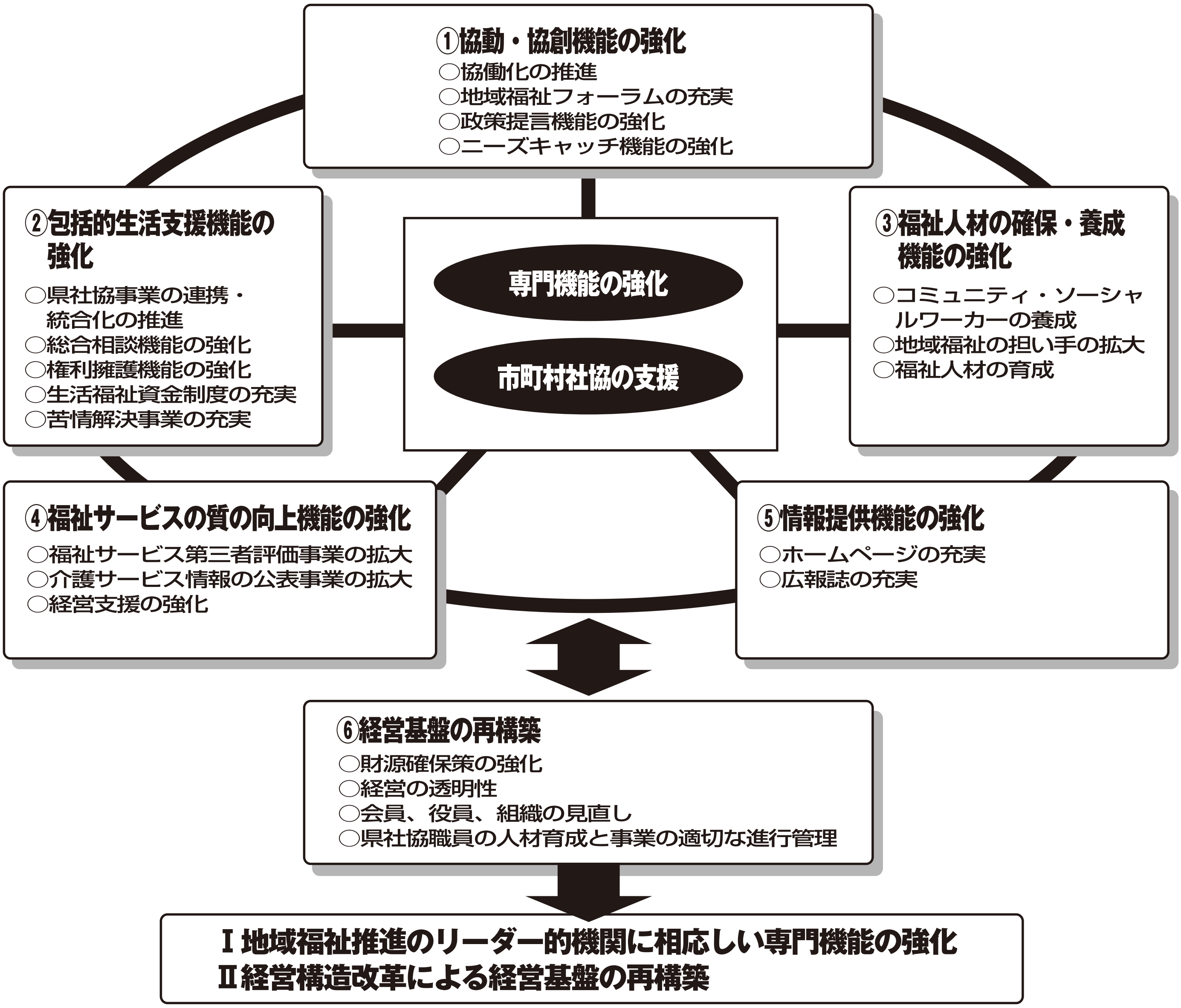

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」

－みなさんの力でこの条例を育てていきましょう－

▲帝京平成大学教授 八代英太氏

昨年７月に、誰もが共に暮らせる地域社会の実現を目指し、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」（以下、県づくり条例）が施行されました。国会議員として障害者福祉問題に長年取り組まれた八代氏に、この条例の持つ意義、評価などについてお話いただきました。

■この条例の今日的評価についてお聞かせください。

まず、全国に先駆けてこの条例ができたことを、県民のみなさんは誇りに思っていただきたいと思います。千葉で生まれ育ち、ここで骨を埋めたい、ここがふるさとで良かったと思うような温かい地域社会であることは、障害の有無に関わらず、みなさんにとっても幸せであるはずです。

日本では1993年に〈障害者基本法〉という、障害者にとっての憲法のような法律が制定され、国としての指標が示されました。しかし、実際の個々の暮らしをどう支えていくかについては、各地方自治体がそれぞれの実状に合わせた対応をしていかなくてはなりません。千葉には千葉なりの福祉のあり方があるのです。堂本県知事もこの必要性を強く感じられていた。2006年12月には国連総会で「障害のある人の権利に関する条約（障害者の権利条約）」が採決され、世界的にも障害に基づく差別をなくさなくてはならない――という大きな潮流があり、その中で全国でも初となる条例が千葉で作られたわけです。

当初は反対意見もいろいろ出ましたが、私なりに関係者に手紙を書いたり、セミナーや勉強会などに出席し、反対のお考えの方たちにも、少しずつご理解いただくよう働きかけた次第です。

■誰もが共に暮らせる地域社会を実現していくためには、何が大切だとお考えですか。

千葉県には約24万人の障害者の方がおり、高齢化や社会環境の変化などによって、今後はさらに増えていくと考えられます。社会には、障害者に偏見を持つ人、差別する人、ルールを守らない人、いろいろな考えを持つ人がいます。しかし、障害のある方誰一人として、自分でなりたくてなったわけではありません。人という字は、支え合って成り立っていますが、支えている側も、支えられる立場に入れ替わる可能性があります。そこをみなさんに理解していただきたい。

県づくり条例を考えていく過程で、私も様々なセミナーなどに参加しましたが、回を重ねる毎に、障害者自身の熱意が生まれてきて、自分たち自身の問題として捉えるようになりました。ここが重要なのです。誰かが何かをやってくれるのを待つのではなく、自分たち自身が何がやれるのか、何をやって欲しいのかを声にしていく。

福祉の基本理念は「公助・自助・共助」の3本柱です。県が公の助けとなるルールを作り、ここに障害者自身の自立への努力と、地域社会での助け合いが加わって、初めて理想の福祉が実現するのです。たくさんの予算をつぎ込むだけが福祉ではないし、互いが助け合う温かい地域社会は、みなさんにとっても心の収入・財源になるはずです。

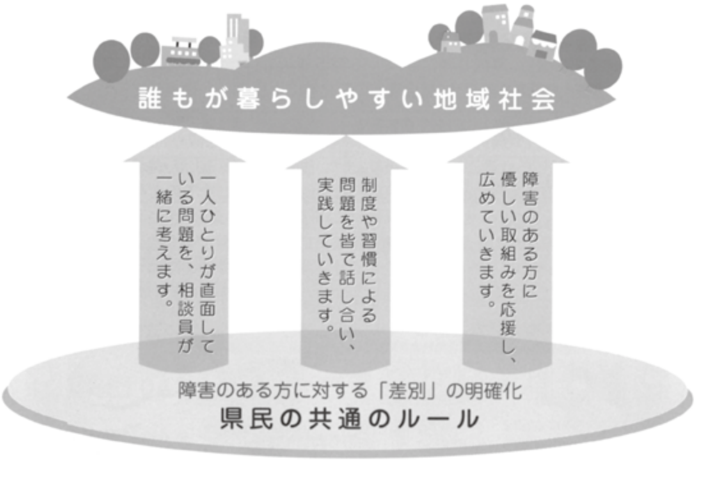

■条例の施行後、課題となることはありますか。

この条例はあくまでも理念を示したもので、拘束力のある実定法ではありません。もっと厳しく、守らなければ罰則を――という考え方もありますが、個人の権利主張が激しく、訴訟社会といわれるアメリカなどと違って、条例で縛るといろいろな軋轢も生じやすい。地域社会の和を大切にする日本社会ではそぐわないと、私は思います。

全国初の試みで、不備や残った課題もあるかもしれませんが、まずは先駆けてやってみる。そこで出てきた問

題は、みんなが知恵を出し合って、一つ一つ解決の方法を考えていく。やってみなければ解らないことは、たくさんあるのです。そこでもっと拘束力のある法律が必要だと判断できれば、また改正していく。時代のニーズや実状に合わせて、条例を見直していけばいいのです。

そういう意味で、この条例は生まれたての赤ちゃんのようなもので、これから県民のみなさんで育てていかなくてはなりません。障害者やそのご家族だけの問題ではなく、自分たち自身の問題であると理解し、千葉というふるさとに誇りが持てるようになってほしいと願っています。

〔寄稿〕

わたしの福祉講 「千葉県の条例に寄せて……」

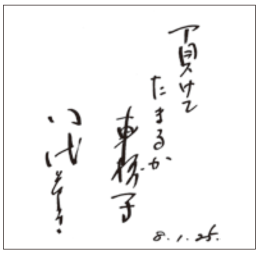

私は、世界の国々の福祉を検分し、障害者と意見交換をしてきた。どの国の障害者の考えに「隔たり」はなく全て共通している。特に、世界人口の3分の2を占めているアジアは、日本の障害者福祉のありようを、人的交流をしながら各国が学び、日本は、それらの国々から障害者を毎年日本に招き、リーダー研修を実施している。

今は、全てのアジアの国々に、障害当事者団体が誕生し、自らが自立への思いを抱き、その現状を国に訴えながら頑張ろうと声を張り上げ、自立への欲求が急速に高まっている。私は今、「アジアの障害者活動を支援する会」を立ち上げ、ラオス・カンボジア・ミャンマー・モンゴルで障害者福祉の民間支援をしている。だが、これらの国は、まだまだ「福祉の〈ふ〉の字もない」現実が存在している。

「日本の援助の道路工事で、土砂崩れにあい、背骨を折って車椅子になった。しかし日本は何の保障もしてくれない！」などの訴えを現地で聞くと、大型援助の陰で泣かされている人の心をフォローアップするためにも、私たちの福祉外交の責任を痛感している。

私は、アジアの一員としての日本は、色々な面において、アジアの障害者問題に関心を寄せるべきだと政府に訴え、各国への福祉支援も実施し、「ダムを作ったり橋を架けたり、道路を作ったりの海外援助ばかりではなく、日本人の優しさをアピールするためにも、ＯＤＡ予算の何万分の一でもいいから福祉外交に援助を！」と訴えてもきた。日本政府によって、タイのバンコクに「アジア障害者センター」が建設され、アジアの障害者の情報拠点が誕生したように、アジアの中での日本の責任を果たすべく基盤整備にも取り組んできた。

日本の障害者福祉は、欧米先進国を手本としながら推進してきたように、いまアジアの国々は、日本に追いつき・追い越したいという願望を持っている。

現在、環境問題が騒がれているが、環境破壊によって、真っ先に苦しみを味わうのは、動植物であり、人間のために障害を負った弱者であることを忘れてはならない。そうした諸々の意味を込めて、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」は、全ての人への「心のメッセージ」と言える。

八代英太氏プロフィール

1937年山梨県生まれ。1956年に山梨放送にアナウンサーとして入社後、アナウンサー・タレント活動を開始。1973年に公演先のステージから転落し、脊髄を損傷。以後車椅子の生活に。その後、国会議員として国政に参与しながら、福祉関連法の整備や施策づくりに長年取り組み、1985年に日米障害者会議の議長を務めた。2007年には、勲一等旭日大綬章を受章。現在は帝京平成大学教授として、主に、「福祉と法」、「ノーマライゼーションと人生」などの科目を担当している。

みなさん、「生活福祉資金」をご存じですか？

社会福祉協議会では民生委員と連携して、比較的所得が少ない世帯・障害者の世帯・高齢者の世帯に対して「生活福祉基金」の貸付をおこなっています。

［資金種類（例）］出産費、葬祭費、転宅費、福祉用具購入費、障害者のための自動車購入費、住宅の増改築または改修のための資金、高校・大学・専門学校等の修学費および入学の際の支度費、療養費、介護等費、被災した際の再建資金、技能取得習得のための資金、緊急小口資金、離職者支援資金、長期生活支援資金等

※貸付条件（貸付対象、貸付限度額、返済期間、利子、連帯保証人の有無等）は資金種類ごとに異なります。
※貸付制度ですので返済の義務があります。なお、貸付審査の結果貸付に至らない場合もあります。
資金についての相談窓口／お住まいの市区町村社会福祉協議会または民生委員へご相談ください。

千葉県社会福祉協議会☎043-245-1551

障害のある人たちの地域生活をチームで支えたい

「チームによる成年後見」と「コミュニティフレンド」

～PACガーディアンズのこころみ～

　知的障害、発達障害、精神障害のある方々が地域で安心して暮らすためには、成年後見制度の活用促進とともに、様々な立場の人間がチームで関わることの重要性を指摘、その取り組みの一環として、これらの障害のある方たちと地域の友人として関わりを持つ「コミュニティフレンド」の育成に取り組むNPO法人PACガーディアンズ理事長である佐藤彰一氏に活動の一端をご紹介いただきました。

佐藤彰一氏プロフィール

1953年福岡生まれ。千葉県船橋市在住。
PACガーディアンズ理事長、法政大学大学院教授、弁護士。障害者の権利擁護活動に取り組み、勤務大学内では法律相談も行っている。

PACガーディアンズとは

　PACは、Protection and Advocacy Chibaの略で、千葉で2001年から知的障害などがある方の〈権利擁護〉や〈代弁活動〉を行ってきた任意団体のメンバーが中心となり、成年後見の利用促進と相談･支援等を目的としたNPO法人を設立しました。

　成年後見制度は、認知症の高齢者や知的障害・精神障害等、判断能力に制限があるために様々な契約や福祉サービスの利用に支障をきたしたり、財産侵害にあったりすることを防ぎ、これらの方々を保護・支援する目的で、本人や一定の親族、市長等の申し立てにより、家庭裁判所が後見人等を選任する制度です。この制度は、２０００年に成立した制度ですが、介護保険法や障害者自立支援法等、福祉サービスの利用に際し契約方式が導入され、福祉サービス利用者がサービス提供者と対等の関係で、自らのニーズに即したサービスを的確に選択する必要が生じた今日、福祉サービス利用者保護の仕組みのひとつとしても非常に重要な役割を担っています。

チームによる成年後見の必要性

　知的障害、発達障害、精神障害のある方々への成年後見は、非常に長期にわたるものであり、ともすれば、財産管理に偏重しがちな従来型の成年後見業務ではなく、障害のある方々一人ひとりの「自己決定」を支援する視点での後見業務が展開されることが必要不可欠です。PACガーディアンズでは、成年後見人を受任する場合でも、当人と近い関係にある親族と第三者的な関係にある専門職とで役割を分け、「複数後見」やチームによる後見業務を行っていきたいと考えています。また、親族による単独後見を余儀なくされる場合でも、障害のある方々（成年被後見人）の自己決定を支援し、福祉サービスの利用を含め、彼らの思い・願いを踏まえた適切な生活支援が行われるよう成年後見人をバックアップしていきたいと考えています。

　また、これらの活動に併せて、障害のある人の成年後見を担う人材の育成や、障害のある人の生活を豊かにし、彼らの社会生活を支える友人である「コミュニティフレンド」の養成にも力を注いでいます。

地域生活を支えるコミュニティフレンド

　コミュニティフレンドは、後見人のような法的な関係はなく、地域の中で障害のある方本人と、社会参加や余暇など一緒に行動をする、文字通り友人としての関係を築きます。特別な資格や条件はいりません。定期的に合って、一緒に買い物に行ったり、食事をしたり、外出が難しければ家で話し相手になる――といったことが具体的な活動です。

　概して障害者の人間関係は、家族、福祉・教育関係者など、ごく限られています。なんの社会的な義務や権利関係のない人、日常のたわいもない話をして共に過ごせるような人、そういう人の存在は、実は人間にとってとても重要ではないかと思うのですが、障害者の生活で一番足りないのが、こういう人の存在なのです。親や福祉関係者とは違った立場から、障害者のことを理解してくれる人がいれば、彼らの生活は実に豊かになります。

　いろいろなタイプの人が混ざって、障害のある方と関わりを持ち、生活支援もカバーできるようなシステムを作り上げる必要があるのです。コミュニティフレンドも後見人もそのチームの一員ということになります。

コミュニティフレンド養成講座を実施中

　PACガーディアンズでは、年間20回ほどコミュニティフレンドの講習会を実施し、平成20年2月現在、16名の方がコミュニティフレンドとして活動しています。今のところ、福祉関係の仕事をしていらした方が主ですが、会社勤めをされている方、子育てを終えた女性なども活動中で、関心を持ってくださる方は広がってきています。今後、是非若い方々の参加も期待したいです。

　「友人」ですから本人同士の相性、ご家族との関係もあり、途中で相手を変えるケースもありますが、それも当然のことで、我々がそういう問題についてもきちんとフォローしていきます。システムとしては、いまだ試行の段階ですが、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の施行をきっかけに、県民の方々との意識の共有化が図られ、障害者の地域生活を支えるチームを地域で作っていくことを目標に、活動を進めていきます。

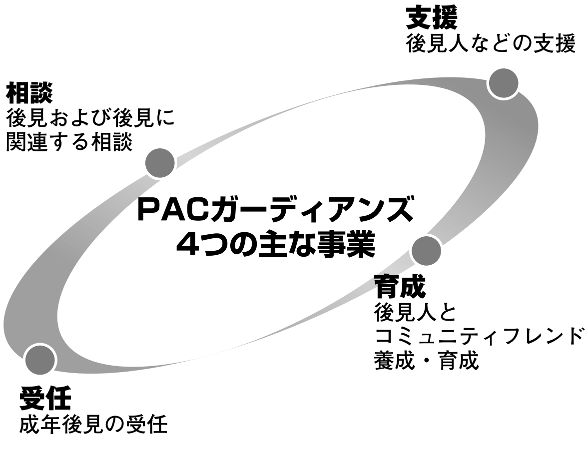

知的障害者のことを知ってください

地域への働きかけを続ける「市川手をつなぐ親の会」

「障害があっても、地域で安心して、いきいきと暮らす」ことをテーマに、地域との連携を深めている市川市の知的障害児・者の親の会「市川手をつなぐ親の会」。昭和26年に結成され、これまでに２つの社会福祉法人を設立、６ヶ所の地域作業所や生活ホームを運営してきたが、地域との連携はどのようにして育んでいるのだろうか。

地域の人たちへ、知的障害を理解してもらことが大切

市川市生涯学習センターの１階にある喫茶室「ぴっころ」。それと知らずに立ち寄った人の中には、応対するスタッフに「おや？」と戸惑いの表情を浮かべる人もいるが、事情を理解すると温かな空気が流れる。ここは同会が運営する、知的障害者の就労の場でもある。

作業所や生活ホームを作ることに主眼を置いてきた同会だが、施設に入所するのではなく地域で暮らしていけることを理念にした支援費制度（2003年創設）の導入や、〈市川市地域福祉計画策定〉への参加をきっかけに、地域に目を向けた活動に力を注ぎ始めた。「地区ごとの懇談会に会員が参加し、障害児・者の生活を説明、地域で暮らしていきたいという思いをお話ししました。地域の方たちに直接自分たちの思いを語ったのは、約半世紀に及ぶこの会の活動でも初めてのことで、福祉関係者の集まりなどで、しゃべり慣れているほうの私でも、緊張で足が震えました」と竜円さん。

副会長の竜円香子氏

地区懇談会の参加者たちは、熱心に耳を傾けた。「どう接していいのか、何をすればいいのか解らなかった」という声を聞き、「いつか解ってもらえると、私たち自身も地域の人たちに向けた情報発信をしていなかった。まずはみなさんに、知的障害について理解していただき、障害者の暮らしにくさを伝えなくてはと思ったのです。」

民生委員、医師会、学校・・・広がる地域とのつながり

地区懇談会で顔見知りとなった民生委員の協力を得て、民生委員の定例会で学齢期の子供を持つ若い会員たちが知的障害児を育てる思い――を発表した。その懸命さに多くの委員たちが心を動かされた。

同会で会員にアンケートをとったところ、もっとも切実だったのが医療に関する悩みだった。待合室で騒ぐために、躾がなっていないと非難されたり、診察を嫌がるからと追い返された経験のある人が少なくない。竜円さんたちは、こうした悩みが綴られたアンケート結果を、市川市の医師会会長に手渡した。これをじっと見た医師会会長が動き、医師と親の会の懇談会が開かれた。参加した医師たちは、親の声を受け止め、親は受診前に障害を医師に説明することの大切さを痛感する。その後医療セミナーを共催、「知的障害者を理解するために」と題したパンフレットの作成と、受診前に障害の特徴を伝える説明カードの配布という成果が生まれた。

地域の小学校へはキャラバン隊『空』が出かける。会員たちが、紙芝居やビデオで知的障害児の生活を説明し、疑似体験をしてもらったり、子育ての経験談を語る。公演を見た子どもたち、保護者たちからの感想は、どれも会員を勇気づける内容ばかりだという。

地域への働きかけは着実に対象を広げ、知的障害者自身が語る場も増えた。夏祭りへ誘われたり、自治会活動へ参加したり、地域作業所として空き教室を提供する小学校もあった。「一つの扉を、勇気を出して叩いてみたら、思いのほか簡単に開いた。そして次々と扉が開いていく、そんな感じです」――と竜円さんたちはこれまでの活動を振り返る。

コミュニティフレンドの活用、県作り条例の取り組み事業参画も

副会長の原えり子氏

現在、原さんたちが取り組んでいるのが災害プロジェクトだ。「阪神・淡路大震災が起きたときに、もしうちの子たちが被災したらどうなってしまうのだろう――と思ったのです」。災害時に特別な支援を必要とする人のための防災マニュアル、緊急連絡カードやSOSのサインとなる黄色いバンダナを1000枚作成、安否確認や助け合いのための名簿作りなどを進めている。

医師会との共同で開催した医療セミナーや、パンフレット、説明カードの作成は、昨年7月に施行された「障害のある人もない人もともに暮らしやすい千葉県づくり条例」の取り組み事業として選定された。前ページで紹介したPACガーディアンズのコミュニティフレンドへも、親の会の立場から参画、数名がコミュニティフレンドとの付き合いを始めているという。

最後に、「地域社会の変化を感じられますか？」と尋ねた。竜円さんはしばらく考えたあと「率直に言って、地域社会全体の意識を変えるのは容易ではないと思います。現実にはまだまだ差別や偏見も残っています。ただ確かなことは、さまざまな活動を通じて、私たち自身が変わりました。自信を持てたし、前向きに生活できるようになったことが、最大の収穫だと思います」と結んだ。

■カフェテラス「ぴっころ」は、地域の中でゆったりとした空間を提供している障害を持つ人達の就労の場です。季節のメニューも取り揃え、春には「桜の花びら」を利用したデザートも楽しむことができます。お近くにお越しの際はぜひお立ち寄り下さい。（千葉県市川市鬼高1-1-4　TEL：043-320-3339）

（写真　カフェテラス「ぴっころ」にて）

判断能力が不十分な人の生活

日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

社会福祉協議会では、認知症高齢者や障害等で判断能力に不安のある方々でも地域で福祉サービスを利用して安心して暮らせるよう、福祉サービスの紹介や手続きの援助、金融機関から生活費の払い戻し、金銭管理のお手伝い等の日常生活自立支援事業を行っています。本事業を利用するには社会福祉協議会と本人との契約になるため、サービス内容を御理解いただくことが必要です（理解が困難な場合は成年後見制度等へ適切に繋ぎます）。

利用を希望される方や御家族、関係者の方は、まずお住まいの市町村社会福祉協議会へ御相談ください。

（県社協HP http://www.chibakenshakyo.com/）

サービス内容

①『福祉サービス利用援助』

福祉サービスの利用手続きをお手伝いします。

例えば
- 福祉サービスの情報提供を受けられます。
- 郵便物の仕分けや複雑な書類の説明をします。
- 福祉サービスの利用や中止する場合等は一緒に考えながら手続きします。
- 福祉サービスを利用中に嫌なことがあれば苦情解決制度を利用するお手伝いをします。

②『財産管理サービス』

日常的な金銭管理をお手伝いします。

例えば
- 医療費、税金、公共料金等を支払うお手伝いをします。
- 年金等の受領確認や通帳から生活に必要なお金の払い出し、預け入れができます。

③『財産保全サービス』

通帳や印鑑等の大切な書類等をお預かりします。

例えば
- 年金証書、預貯金通帳、不動産権利証書、契約書類や実印、銀行印等の保管をします。
- ただし、宝石、骨董品、貴金属、株券、有価証券等は預かれません

（財産保全サービスのみの利用はできません）。

※利用料1時間1,000円程度。生活支援員の交通費500円程度。年会費3,600円。財産保全サービスの利用は年3,000円。生活保護世帯は無料。

さらに判断能力が低下す

成年後見制度

社団法人成年後見センター　リーガルサ
まずはお電話下さい（月・木曜日）。各地

高齢による影響や、知的障害・精神障害等によって判断能力が不十分となった場合、財産侵害を受けたり、契約締結や各種の申請・届出に支障をきたす場合があります。成年後見制度は、そのような方々の支援をするための仕組みです。

なお、成年後見制度とは法定後見と任意後見の2つの制度があります。

法定後見制度とは

法定後見制度は、程度は様々でも、すでに判断能力が衰えている方について、申し立てによって、家庭裁判所が後見人等を選任する仕組みです。本人能力の程度によって、補助・保佐・後見の三類型があります。

例えば補助類型は、計算が億劫になったり、銀行の振込手続きなどに支障が生じたりしている状態等、比較的軽い方が対象。「財産管理などについて、援助が必要な場合がある」という程度の人に対して、補助人が選任され、補助人は、あらかじめ決められた法律行為についてのみ本人を代理します。

これに対して、一人でいると訪問販売契約などをしてしまう等、「常に援助が必要である」程度の「判断能力が著しく不十分な方」には、保佐人が選任されます。重要な財産の処分等民法に規定されている事項について保佐人が本人に代わって法律行為をし、財産管理をします。

後見類型は、寝たきりや障害のため、声をかけてもお返事くらいの反応しかない・・等、判断能力のない方について後見人を選任し、すべての財産管理・法律行為を後見人が行うことになります。ただし、いずれの場合でも、日常生活に関する決定は本人がすることができます。

申し立てをするのは、本人や親族ですが、どなたもいない場合は市区町村が申し立てすることもできます。必要書類を整えて、申し立てをしてから選任を受けるまで、おおよそ2か月位かかります。申し立てに必要な費用は1万円程度ですが、鑑定が必要な場合（保佐・後見の場合）は鑑定費用（5～10万円程度）が、そして、申し立てを司法書士などに依頼する場合は別途の費用（2～5万円位）がかかります。

を支え、財産を守る仕組み

千葉県後見支援センター　TEL：043-204-6012　FAX：043-204-6013

利用事例

事例1

花子さん（42歳）　知的障害者

花子さんは、独り暮らしをしています。何とか身の回りのことはできますが、お金の計算が苦手で上手に管理できません。福祉課の保健師さんが社会福祉協議会に相談したことがきっかけで、日常生活自立支援事業のサービスを利用することになりました。花子さんは、月2回、小学校の教員をしていた生活支援員のKさんに来てもらい、2週間分のお金の使い方について相談し、一緒に銀行に行ってお金をおろしてきます。生活支援員のKさんに勧められて、買物をしたときのレシートをノートに貼るようにしました。「おかげでお金を使いすぎることも無くなり、お金がどれぐらいあるのか心配な時はKさんに聞けばわかるので安心です。」と花子さんは話しています。

事例2

次郎さん（32歳）　精神障害者

次郎さんは軽度の精神障害がある方です。今まで父親が財産管理等の全てを行っていましたが、2ヶ月前に亡くなり今後の生活が不安になったため、日常生活自立支援事業を利用したいと考えました。相談を受けた専門員が次郎さん宅を訪問したところ、次郎さんは生活費が無くなることが不安で、全財産をバッグに入れて持ち歩いていました。専門員が収入と支出の状況を確認すると実際には毎月数万の貯金ができていることがわかりましたが、次郎さんに説明してもなかなか納得してもらえません。そこで、継続的な支援が必要と判断し、定期預金証書等は財産保全サービスで保管して安心していただくとともに、毎月1回生活支援員が訪問して、1ヶ月の収入と支出の確認を次郎さんと一緒に行うことで、安心して生活できるようになりました。

れば適切につなぎます

ポート　千葉県支部（千葉司法書士会館内 ）　TEL：043－301－7831
域に密着した担当者と打ち合わせをさせていただきます。

杉山優子支部長

任意後見制度とは

「現在は意思能力に問題はないが、子どもがいない等のため、将来、自分の意思能力が衰えた場合が心配だ」というような時、これに備えておくための仕組みが任意後見制度です。また、障害をお持ちのお子様を看ているご両親が、自分たちが高齢になって看られなくなった場合や、亡くなった時に備える場合にも利用できます。

どのような支援が必要かを、予め公正証書で契約をしておきます。能力が衰えたときに、家庭裁判所に後見監督人選任の申し立てをし、これが選任された時から効力が発生します。

法定後見も任意後見も、後見人等にはどなたでも就任できますが、司法書士など専門家第三者に依頼することもできます。その場合は報酬を支払いますが、法定後見の場合は、その額を家庭裁判所が決定します。任意後見の場合は、当初の契約の際に決めておきます。依頼内容により金額は異なります。

リーガルサポートちばのご案内

リーガルサポートちばは千葉県内の「司法書士」によって構成され、「成年後見制度」のもとで支援を必要としている方々のお手伝いを致します。

こんな時にご利用ください。皆様の権利や財産を守ります。

○寝たきりの父・・・土地を売って入院費にあてたい。
○将来、もし認知症になったら、財産管理はどうしよう？
○一人暮らしの老後を安心して過ごすにはどうしたらいいの？
○知的障害を持つこの子の将来が心配・・・。

福祉サービス第三者評価事業実施のご案内

～福祉サービスの質の向上を目指して～

千葉県において福祉サービス第三者評価事業が開始されて2年が経とうとしています。1年目（18年度）の受審事業者は3件でしたが、19年度は受審事業者が急増しています。

千葉県社会福祉協議会も地域福祉を推進する中核的団体として、公平・中立かつ専門性の高い評価機関を目指し、第三者評価事業に取り組んでいます。ここでは、本会における第三者評価事業の概要をご紹介します。

1　第三者評価とは

福祉サービスの第三者評価とは、①事業者が提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価することであり、②個々の事業者が、事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上へ結びつけるとともに、③評価結果が公表されることで、利用者が適切にサービスの選択を行うための情報となることを目的としています。

2　評価対象サービス

○高齢
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、特定施設入所者生活介護、居宅介護支援、通所介護、訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、福祉用具貸与

○障害
障害者児施設

○児童
保育所、児童養護施設、乳児院、児童館

3　評価調査料金

基本料金（入所型20万円、通所型15万円）＋諸費用
※諸費用の内訳は、職員自己評価料金（@1,200円×件数）＋利用者調査料金（@1,000円×件数）となります。
※その他、割引制度もありますので、お気軽に見積書の作成をご請求ください。

4　評価の内容及び方法

○評価は、千葉県が定めた評価項目に基づき、a（実施していて内容も十分である）、b（実施しているが内容が不十分）、c（実施していない）の3段階で評価しますが、その判定は下図の3つの手法を組み合わせて総合的に行います。
○評価調査員は、所定の養成研修を修了した2名（組織管理運営分野担当1名、福祉サービス分野担当1名）で評価調査を実施します。その他、評価調査員資格を有する本会事務局職員が評価補助者として同行・サポートします。
○評価の公正性・第三者性を確保するため、学識経験者などの外部委員による「評価審査委員会」を設置し、評価調査者が作成した評価結果原案を審査します。評価審査委員会が了承した評価結果が本会の最終的な評価結果となります。
○評価結果については、受審事業者に報告・説明（フィードバック）を行った後、千葉県に報告します。千葉県からは、事業者に対して「千葉県第三者評価受審済証」のステッカーが交付されます。また、受審事業者の同意が得られた場合は、評価結果は千葉県ホームページ、福祉医療機構（WAM NET）で公表されます。

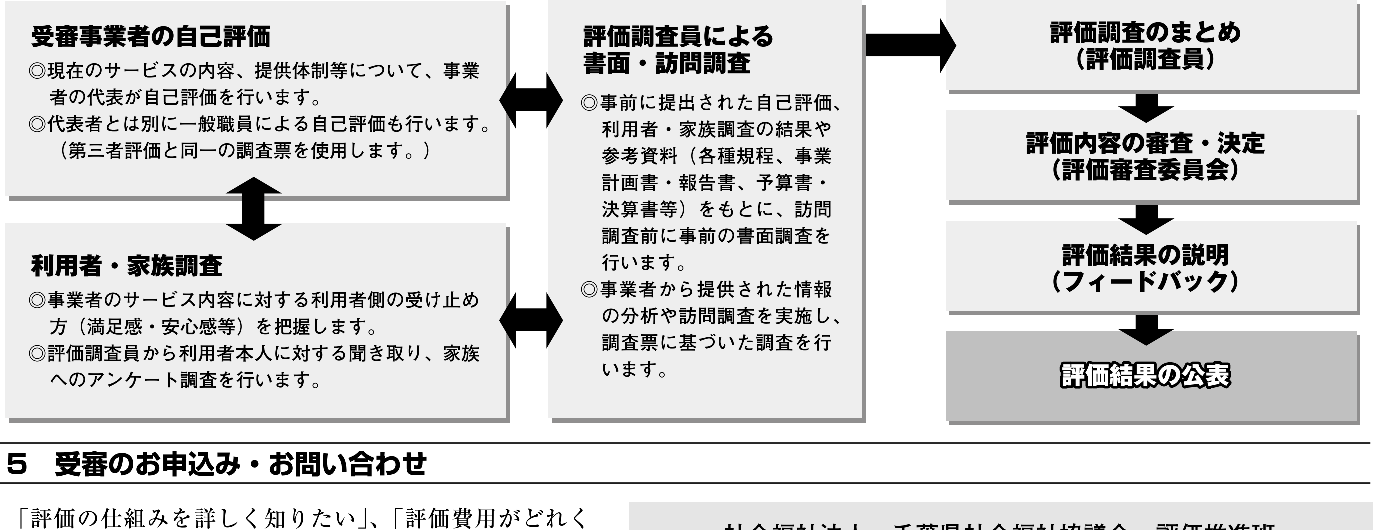

5　受審のお申込み・お問い合わせ

「評価の仕組みを詳しく知りたい」、「評価費用がどれくらいかかるのか」など、評価実施の有無に係らず、お気軽にお問い合わせください。

社会福祉法人　千葉県社会福祉協議会　評価推進班
TEL：043-245-2940/FAX：043-245-2945
（さらに詳しい内容は、当会ホームページでも確認できます。）
URL：http://www.chibakenshakyo.com/

福祉でまちづくりに参画しませんか？

●千葉県社会福祉協議会 賛助会員募集！

県民のあらゆる福祉ニーズに応えるため、千葉県社協では県民の皆様と協働して地域福祉活動を進めています。更に私たちの活動を広げていくためには、地域を構成する企業・団体等の幅広い分野からの主体的な参加を必要としています。しかし、賛助会員として私たちと活動している方々はまだまだ不足しています。ぜひ、本会賛助会員として各種事業の連携や財政的支援にご協力いただき、ともに千葉県の「福祉でまちづくり」に参画してください。

■賛助会費（年額）／法人会員50,000円以上
個人会員10,000円以上

賛助会費は、①本会の法人運営全般にわたる事業及び事務経費等に充当するための資金、②新規事業の導入・立ち上げのための資金、③事業の企画・広報・啓発のための資金、④社会福祉事業に関する調査・研究のための資金などに使われています。

賛助会員になっていただくと、本会広報誌「福祉ちば」の送付や地域福祉への参画のための各種情報や、本会が実施する行事・イベント案内等の情報を提供します。また、本会「事業報告書」などの資料を送付します。

詳しくは、下記にてご確認ください。

■お問合せ先
千葉県社会福祉協議会　総務部総務班
TEL : 043-245-1101

●平成20年度 福祉のしごと就職ガイダンス

社会福祉施設等へ就職を希望する方を対象に、施設現場で活躍している職員から、福祉の仕事、福祉施設の最新の状況等を説明し、疑問や質問にお答えします。参加ご希望の方は直接会場にお越しください。なお、個別面談会ではありません。

■日程(全3回)
（第1回）
高齢者福祉編:平成20年5月24日（土）
（第2回）
障害者福祉編:平成20年6月22日（日）
（第3回）
児童福祉・社協編:平成20年7月19日（土）
■時間／13：30～16：00
■場所／千葉県社会福祉センター4階会議室
(千葉市中央区千葉港4－3)
■交通
JR京葉線「千葉みなと駅」より徒歩10分
JR総武線「千葉駅」より徒歩15分
千葉都市モノレール「市役所前駅」より徒歩3分

●平成20年度 第1回 福祉のしごと就職フェア・inちば

社会福祉施設等へ就職を希望する方を対象に、求人のある福祉施設・事業所等と個別に面談を行います。

■日時／平成20年6月29日(日)
13:00～16:00　(12:30～受付開始)
■場所／幕張メッセ国際会議場
(千葉市美浜区中瀬2-1)
■対象／社会福祉施設等に就職を希望する方（入退場自由）
■交通／JR京葉線「海浜幕張駅」より徒歩5分

■就職フェア・ガイダンスのお問合せ先
千葉県福祉人材センター
TEL：043-248-1294

かごしまで
元気・ふれ合い・ゆめ噴火

●全国健康福祉祭のご案内

平成19年11月10日(土)～13日(火)の4日間、「活力ある高齢社会の基盤づくりのための高齢者の生きがいと健康づくり」への取り組みである全国健康福祉祭（愛称：ねんりんピック）が茨城県内で開催されました。千葉県社会福祉協議会では、三平正彦常務理事を団長とする千葉県選手団を結成し、137名の選手が卓球、テニス、水泳――などの19種目に参加しました。

この全国健康福祉祭は、高齢者を中心とする国民の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚等を図り、ふれあいと活力ある長寿社会づくりに寄与することを目的に毎年、開催地を変えて開催されています。

今年は、10月25日(土)～28日(火)までの4日間、「かごしまで　元気・ふれ合い・ゆめ噴火」というテーマで鹿児島県内で開催されます。

千葉県からの参加選手（千葉市在住の方は除く。千葉市在住の方は千葉市選手団として参加）は、平成20年4月以降にゴルフ、マラソンの3km・5km・10km、ウォークラリー、俳句、民謡の種目については一般公募し、希望多数の場合は選手の選考を行います。なお、その他の種目については、各競技、選定団体からの推薦を頂いた方が参加します。

申込方法等については、下記にてご確認ください。

■お問合せ先
千葉県社会福祉協議会　地域福祉推進部
地域福祉・明るい長寿推進班
TEL : 043-245-2208

●運営適正化委員会による 巡回指導をご活用ください

千葉県運営適正化委員会では、社会福祉事業の経営者（事業者）の段階での自主的な苦情解決が適切に行なわれるよう、事業者の求めに応じて巡回指導を実施しています。巡回指導の内容は、事業者段階で行った苦情解決全般についての助言・評価や、事業者が設置した苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員が苦情解決を適切に行うための技術的支援等です。積極的にご活用いただきたくご案内いたします。詳細は下記までご連絡ください。

■お問合せ先
千葉県運営適正化委員会事務局
住所：〒260-8508
千葉市中央区千葉港4-3
TEL：043-246-0294
FAX：043-246-0298
e-mail：support@chibakenshakyo.com

●福祉有償運送運転者講習会

5月27日(火)
福祉有償運送セダン等運転者代替講習会
■会場／千葉県社会福祉センター4階会議室
福祉有償運送運転者代替講習会
■会場／千葉県社会福祉センター4階会議室
6月21日(土)～22日（日）
福祉有償運送運転者講習会（初任者向け）
■会場(1日目)／千葉県社会福祉センター4階会議室
(2日目)／千葉県自動車練習所
6月22日（日）
福祉有償運送セダン等運転者講習会(初任者向け)
■会場／千葉県自動車練習所
■お問合せ先
千葉県社会福祉協議会　地域福祉推進部
地域福祉・明るい長寿推進班
TEL : 043-245-1102

お気軽にご相談ください

●社会福祉施設経営相談

福祉施設運営に係る法律、会計・税務、労務などについての相談に応じています。相談時間は月～金曜日の9:00～17:00（祝日・年末年始は除く）。併せて、下記のとおり専門家による相談も実施していますので、積極的にご利用ください。

会計・税務等相談	4月7日（月）・21日（月） 5月8日（木）・19日（月） 6月2日（月）・16日（月） 7月7日（月）・22日（火）
労務・職員待遇等相談	4月2日（水）・16日（水） 5月7日（水）・21日（水） 6月4日（水）・18日（水） 7月2日（水）・16日（水）
法律相談	4月 9日（水）・23日（水） 5月14日（水）・28日（水） 6月11日（水）・25日（水） 7月 9日（水）・23日（水）

＊専門家相談　10：00～正午（電話予約可）
《千葉県社会福祉施設経営相談室》
直通電話　043-245-4450
不在のときは　043-245-1104

こだわりの一品シリーズ

同じものはふたつとない…オンリーワンの物づくり 丁寧に、そして感性を生かして愛される一品を作ります。

社会福祉法人高柳福祉会 わかたけ社会センター

〒277-0941　柏市高柳668-1　TEL : 04-7192-0324　FAX : 04-7192-1665

外山義哉施設長

柏市高柳に施設を構える「わかたけ社会センター」は、平成7年に設立された知的障害者授産施設です。現在、本場と分場を合わせて26名の方が利用しています。その活動は多岐に渡り、ジャムや味噌を中心とした食品加工、養鶏や野菜作りといった農業畜産をはじめ、その商品の宅配。そして、企業に出向いて実習を行う〈施設外授産〉などを行っています。

特に、食品加工の分野では、イチゴジャムが好評です。地産の梨を混ぜた、ミックスジャムも人気が高く、ここでしか出せない味や、アイディアが光ります。また、味噌は年間4トン以上の生産を誇り、多くの地元の方々に愛される馴染み深い定番商品となりました。

こうした中、2006年5月に野田線高柳駅から徒歩2分の場所にオープンしたのが分場『たけのこ』です。機織工房＆ショップであり、喫茶＆ギャラリーも併設されているのが特徴です。

ここでは8名の利用者が、『さをり織り』に勤しんでいます。太めの綿糸を使用した美しい色合いと、凹凸のあるしっかりとした手触りが特徴の織物。一般的な機織機を改良して作業を簡易にしたものですが、それだけに出来上がりには製作者の選んだ色合いなどが深く反映され、作り手のセンスや気分が現れています。パターンが決められているわけではありませんので、柄や色はすべて世界にひとつだけのオリジナルです。同じものをもうひとつ…というリクエストがあっても答えられないのが玉に瑕ですが、「こんな色で織って欲しい」という要望に答えられるのが逆に強みで、この商品を求めて遠方からわざわざ足を運ぶ方もいるほどです。

7メートルを早い人なら1週間弱、遅い人でも2週間程度で織り上げるこの織物。バッグや洋服に縫製して商品となりますが、織物そのものをタペストリーやテーブルセンターなどにも使用しても素敵かもしれません。

「ここから巣立ち一般企業に就職する利用者も多くいますが、それによって経済的に自立できるかどうかというのには、まだまだ多くの課題が残されていると思います。就職しても戻ってくる人もいますし、難しいですね。ですから私はここでの作業でも良いから、日々根気強くしっかりと続けていくことができるようになってくれればと思うんです。生活のリズムを作り、作業する楽しさを見つけてくれたら、それでも良いのではないかと思っています」と、施設長の外山さんは目を細めます。これら商品の売り上げを伸ばし、一人ひとりが安定した生活を営むことができる位に工賃を上げたいと、さまざまな工夫も凝らしています。

今年4月には、『たけのこ』の隣にグループホームを立ち上げるべく建設が行われています。『わかたけ社会センター』が利用者の一通過点になるのではなく、長く、しっかりとサポートできる場になれば―という、外山施設長の思いが感じられます。

そんな外山施設長ですが、「常々言葉づかいには気をつけています。何気ない小さな言葉の一つが、酷く人を傷つけてしまうこともありますから」と、利用者の繊細な感覚から学び感じ取る部分も大きいそうです。辛抱強く、同じ作業を丁寧に行い、言われたことをごまかさずにやり遂げる姿勢は、「逆に見習うべきところですね」と、言います。

穏やかで温もり溢れる『わかたけ社会センター』。誰もが生き生きとした日々を送ることができる、アットホームな空間でした。

「自然の中の宿（やど）」久留里荘をご利用ください。

〈宿泊料〉消費税込

利用者区分	宿泊料	食事料 朝食料	食事料 夕食料	合計
60歳以上の方	2,920円	830円	2,070円	5,820円
一般利用の方	3,830円	870円	2,170円	6,870円
小学生	2,920円	830円	2,070円	5,820円
幼児(4歳以上)	1,460円	実費	実費	1,460円＋実費
幼児(4歳未満)	無料 (布団不使用の場合)	実費	実費	実費

〈休憩料〉消費税込

利用者区分	休憩使用料
60歳以上の方	お一人様1日　700円
一般利用者	お一人様1日 1,050円
小学生	お一人様1日　620円

久留里荘

〒292-0434　千葉県君津市向郷1632　TEL 0439-27-3180　FAX 0439-27-2776　http://park21.wakwak.com/~kururisou/

編集後記

サン＝テグジュペリの「星の王子さま」の中に、「心で見なくちゃ物事はよく見えない。肝心な事は目に見えないんだよ。」という一節があります。特集②でも紹介した千葉県の条例は、誰もがお互いを掛け替えのない存在として尊重しながら支え合い、安心して暮らすことのできる地域社会を目指して施行されました。この条例には〈目には見えない肝心なこと〉を伝え、人と人の繋がりを作っていくための根源的なメッセージが包含されていると感じました。（安藤）

編集・発行　社会福祉法人千葉県社会福祉協議会